

入院医療費の計算方法が変わります

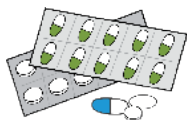
— 出来高払いから包括払いへ —

田川市立病院では、平成26年4月1日から厚生労働省が推進する「診断群分類（DPC）包括評価制度」という新しい医療制度を導入します。これに伴い、4月1日から新たに入院する人は、入院医療費の計算方法が変わります。
※3月31日から引き続き入院している人は対象になりません。

入院医療費の計算イメージ

従来の計算(出来高方式)

投薬
注射
処置
検査
画像診断
入院基本料
手術
リハビリテーション
放射線治療
など



DPC(包括方式)

包括部分	投薬
	注射
	処置
	検査
	画像診断
	入院基本料
など	

※一部を除く

+

出来高部分	手術
	処置(1,000点以上)
	リハビリテーション
	放射線治療
など	

これまでの計算方法は、投薬・注射・検査などを合計して計算する「出来高方式」でした。

今回のDPC制度は、厚生労働省が定めた病名ごとの1日あたりの定額医療費を基本として計算する「包括方式」です。

DPC制度導入にあたってのお願い



1入院期間中、1つの病名(診断群分類)に対して入院医療費が決定することから、入院期間中に複数の病気を治療したり、他の診療科を受診したりすることは原則として控えてください。また、入院期間中に他の病院を受診することも、原則として控えてください。

DPC制度に関するQ&A

Q 導入の目的

A 医療情報の標準化と可視化による医療提供体制の適正化と医療の質の向上を目的としています。

具体的には「医療費の抑制」や「医療の標準化」が図られます。患者さんは標準的な医療が受けられ、医療費の標準的な価格も明らかになるというメリットがあります。

Q 対象者について

A 一般病棟に入院する患者さんはDPC制度の対象です。ただし、以下に該当する場合は、例外として従来の出来高方式による計算を行います。

- 健康保険の対象とならない患者さん
- 病名がDPC制度に該当しない患者さん
- 入院後24時間以内もしくは生後7日以内に亡くなった患者さん

※この他にもDPC制度の対象外となる場合があります。

Q 入院医療費について

A 病名や治療内容によって1日あたりの入院医療費が決まります。また、入院日数によっても1日あたりの入院医療費が変わるため、従来の方法に比べて安くなる場合もあれば高くなる場合もあります。

Q 入院医療費の支払い方法について

A 従来の方法と基本的には変わりません。入院中の患者さんは月1回(月末締め・翌月15日請求)、退院する患者さんは退院時に支払いをお願いします。ただし、病気の経過や診療内容の変更などにより、退院時または退院後に入院医療費の過不足を調整することがありますので、ご了承ください。

Q 個室料や食事代について

A 個室料や食事代(食事療養費)の取り扱いは、従来どおり自己負担です。

Q 高額療養費制度の取り扱いについて

A 従来の取り扱いと変わりません。70歳未満の患者さんには、入院医療費の窓口負担が軽減される「限度額適用認定証」の申請をお勧めしています。

Q 退院時期について

A 入院・退院の判断は、医師が医学上の判断に基づいて行います。治療の必要があるにも関わらず、退院をお願いすることはありません。



DPC制度の導入によって、標準的な価格で標準的な医療を受けることが可能となり、結果として、全国的な医療費増大の抑制にもつながります。
DPC制度導入にご理解のほどよろしく申し上げます。